

令和6年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和6年1月30日（火）

令和6年第1回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和6年1月30日（火）午後2時00分

茅ヶ崎市役所本庁舎4階 会議室4

○ 議事日程

- 第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第3 議案第3号 非農地証明願について
- 第4 議案第4号 農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく利用権の設定について
- 第5 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について
- 第6 議案第6号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第7 議案第7号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
- 第8 議案第8号 賃借料情報の提供について
- 第9 報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分
の報告について
- 第10 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について
- 第11 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について

出席委員

1 番	石坂	豊治	君	8 番	原田	勝幸	君
2 番	齋藤	和子	君	9 番	廣瀬	正実	君
3 番	柿澤	博	君	10 番	野中	清	君
4 番	大竹	孝一	君	11 番	杉本	剛昭	君
5 番	小西	利章	君	12 番	朝倉	直芳	君
6 番	今井	英夫	君	13 番	村越	重芳	君
7 番	吉田	恵子	君	14 番	小澤	昇	君
区域 3	三橋	清高	君	区域 5	平牧	直樹	君

欠席委員 3 番 柿澤 博 君

事務局職員出席者

事務局長	岡崎	貴裕	君	局長補佐	伊藤	和範	君
------	----	----	---	------	----	----	---

午後 2 時 00 分開会

○議長（齋藤和子君） それでは、ただ今より令和 6 年第 1 回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。

なお、本日は、3 番柿澤 博君より欠席届が提出されております。

よって、当総会は、委員数 14 名のうち 13 名の委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、成立していることをご報告申し上げます。

なお、本日は担当区域の推進委員 2 名にも出席いただいております。

最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。12 番朝倉直芳委員、13 番村越重芳委員、以上のご両名によろしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 1、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番案件を上程いたします。13 番村越委員より報告をお願いいたします。

○13 番（村越重芳君） 議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番案件をご報告いたします。

令和 6 年 1 月 16 日、担当委員 1 名、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

～案件について内容を説明～

1 番案件の申請地は、1 筆、現況畑、133 m²でございます。

権利の種類は、所有権の移転です。

申請理由としましては、譲受人は営農拡大するため、譲渡人は営農拡大に協力するためです。

今後につきましては、柿を肥培管理する予定です。

労働力につきましては、本人 78 歳、従事日数 250 日、兼業、配偶者 73 歳、従事日数 250 日、兼業でございます。

本案件は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございました。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、1番案件を報告のとおり許可することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第2、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件を上程いたします。13番村越委員より報告をお願いいたします。

○13番（村越重芳君） 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件をご報告いたします。

令和6年1月16日、担当委員1名、事務局2名と現地を調査してまいりました。

～案件について内容を説明～

申請地は、2筆、いずれも現況畑、合計384㎡でございます。

申請目的は、資材置場です。

農地区分は第2種農地、権利関係は賃借権の設定でございます。

土地利用につきましては、敷地内全面砕石敷きとし、雨水処理につきましては、自然浸透処理とします。

隣接地への被害防除につきましては、土砂流出防止の為にコンクリートブロック2段の土留めを新設する計画となります。

以上よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件を報告のとおり許可することを決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(齋藤和子君) 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長(齋藤和子君) 日程第3、議案第3号、非農地証明願について、1番案件を上程いたします。13番村越委員より報告をお願いいたします。

○13番(村越重芳君) 議案第3号、非農地証明願について、1番案件をご報告いたします。

今回、現況と登記地目を合わせるため申請されたものです。

令和6年1月18日、担当委員1名、事務局2名と現地を調査してまいりました。

～案件について内容を説明～

1番案件の申請地は、1筆、登記地目畑、419㎡でございます。

当該地は10年以上前から宅地となっており、農地として利用されることなく現在に至っております。「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」の「建築物又は工作物の敷地」に該当し、この事実を「固定資産に対する課税明細書」により、客観的に証明できることから、非農地要件をすべて満たしております。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(齋藤和子君) ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐(伊藤和範君) 固定資産税の課税資料と建物の敷地設定に係る建築計画概要書も併せて添付されており、共に公の書類として、確認していることを事務局からの補足説明といたします。

○議長(齋藤和子君) では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(齋藤和子君) 「なし」と認め、採決をいたします。議案第3号、非農地証明願について、1番案件を報告のとおり証明することを決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(齋藤和子君) 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長(齋藤和子君) 日程第4、議案第4号、農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく利用権の設定について、1番案件を上程いたします。

区域5平牧委員より報告をお願いいたします。

○区域5(平牧直樹君) 議案第4号、農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進

法第 18 条第 1 項に基づく利用権の設定について、1 番案件をご報告いたします。

本案件につきましては、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議が、農地を貸し付けるにあたり、神奈川県知事の同意を得た上で、茅ヶ崎市が農用地利用集積計画を作成し、農業委員会が決定するものでございます。

～案件について内容を説明～

1 番案件の利用権を設定する農地は、2 筆、いずれも畑、合計 264 ㎡でございます。

権利の存続期間は、令和 6 年 2 月 1 日から令和 7 年 1 月 31 日までとなり、新たに 1 年間の設定を行うものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第 4 号、農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づく利用権の設定について、1 番案件を報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 5、議案第 5 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による意見聴取について、1 番案件を上程いたします。

区域 3 三橋委員より報告をお願いいたします。

○区域 3（三橋清高君） 議案第 5 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による意見聴取について、1 番案件をご報告いたします。

本案件につきましては、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議が、農地を貸し付けるため、茅ヶ崎市に対し農用地利用集積等促進計画案の作成・提出について依頼し、農業水産課において計画案を作成したことから、農業委員会に意見を求められものでございます。

～案件について内容を説明～

1 番案件の利用権を設定する農地は、1 筆、畑、1,067 m²でございます。

権利の存続期間は、令和 6 年 3 月 1 日から令和 7 年 8 月 31 日までとなり、新たに 1 年 6 ヶ月の設定を行うものです。

権利の種類は、賃借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第 5 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による意見聴取について、1 番案件を報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 6、議案第 6 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1 番から 3 番案件を一括して上程いたします。

なお、質疑は報告後一括して行います。

1 番及び 2 番案件は、12 番朝倉委員、3 番案件は、13 番村越委員より報告をお願いいたします。

始めに、1 番及び 2 番案件について報告をお願いいたします。

○12 番（朝倉直芳君） 議案第 6 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのうち、1 番案件をご報告いたします。

本案件につきましては、相続税の納税猶予を受けている者が納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになっているため、証明願が提出されたものでございます。

～ 1 番案件について内容を説明～

令和 6 年 1 月 15 日、担当委員 1 名、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

1 番案件の特例農地の耕作状況をご報告いたします。

2 筆、いずれも現況畑、合計 1,099 m²につきましては、一体として耕作されており、ダ

アイコン、ネギ、白菜等が作付けされていまして。

農機具の保有状況は、耕運機、噴霧機、その他一式でございます。

労働力は、本人 82 歳、従事日数 200 日、専業、配偶者 79 歳、従事日数 100 日、専業でございます。

続いて、2 番案件をご報告いたします。

～ 2 番案件について内容を説明～

令和 6 年 1 月 15 日、担当委員 1 名、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

2 番案件の特例農地の耕作状況をご報告いたします。

3 筆、いずれも現況畑、合計 2,346 m²につきましては、水路を含み、一体として耕作されており、タマネギ、キャベツ、ネギ等が作付けされていまして。

農機具の保有状況は、トラクター、耕運機、その他一式でございます。

労働力は、本人 60 歳、従事日数 70 日、兼業、配偶者 65 歳、従事日数 200 日、兼業でございます。

以上、農業経営されていると確認をいたしました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。続いて、3 番案件について報告をお願いいたします。

○13 番（村越重芳君） 続いて、3 番案件をご報告いたします。

～ 3 番案件について内容を説明～

令和 6 年 1 月 16 日、担当委員 1 名、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

3 番案件の特例農地の耕作状況をご報告いたします。

19 筆、いずれも畑、合計 7,924.94 m²につきましては、柿が肥培管理、ブロッコリー、タマネギ、ダイコン等が作付けされている外、一部は準備中でした。

農機具の保有状況は、トラクター、ロータリー、軽トラック、その他一式でございます。

労働力は、本人 70 歳、従事日数 300 日、兼業、配偶者 71 歳、従事日数 360 日、専業、子 41 歳、従事日数 65 日、兼業でございます。

以上、農業経営されていると確認をいたしました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第6号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番から3番案件を報告のとおり証明することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第7、議案第7号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、1番及び2番案件を一括して上程いたします。なお、質疑は報告後一括して行います。

1番案件は、区域3三橋委員、2番案件は、区域5平牧委員より報告をお願いいたします。

始めに、1番案件について報告をお願いいたします。

○区域3（三橋清高君） 議案第7号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてのうち、1番案件をご報告いたします。

～1番案件について内容を説明～

本案件は、被相続人が、令和5年5月10日にお亡くなりになったことに伴い、当該生産緑地の買い取り申し出をするにあたって、被相続人が生前、主たる従事者であったことの証明願が提出されたものでございます。

申請者は、被相続人の子でございます。

令和6年1月15日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

買い取り申し出地は、1筆、畑、1,128㎡でございます。

現地は、ダイコン、サツマイモ、レタス等が作付けされておりました。

被相続人は、生前、当該地の主たる従事者であり、今後、申請者が耕作していくことが難しいため買い取り申し出をしたいというものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございました。続いて、2番案件について報告をお願いいたします。

○区域5（平牧直樹君） 続いて、2番案件をご報告いたします。

～ 2 番案件について内容を説明～

本案件は、被相続人が、令和 5 年 6 月 2 日にお亡くなりになったことに伴い、当該生産緑地の買い取り申し出をするにあたって、被相続人が生前、主たる従事者であったことの証明願が提出されたものでございます。

申請者は、被相続人の子でございます。

令和 6 年 1 月 16 日、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

買い取り申し出地は、1 筆、畑、1,631 m²でございます。

現地は、ダイコン、小松菜等が作付けされておりました。

被相続人は、生前、当該地の主たる従事者であり、今後、申請者が耕作していくことが難しいため買い取り申し出をしたいというものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第 7 号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、1 番及び 2 番案件を報告のとおり証明することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 8、議案第 8 号、賃借料情報の提供についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○局長補佐（伊藤和範君） 議案第 8 号、賃借料情報の提供についてをご説明いたします。

本件は、農地法第 52 条の規定に基づき、地域における賃借料の目安となるよう、農業委員会が実勢の賃借料情報を提供するものでございます。

賃借料情報につきましては、過去 1 年間分（令和 5 年 1 月 1 日～12 月 31 日まで）の農地法第 3 条の許可案件や農用地利用集積計画などの賃借料から算出するものです。

本市における令和 5 年の「畑」の賃借料につきましては、昨年 1 年間における、利用権

設定における賃借料データ 39 件を基に算出し、10 アールあたり年額 18,000 円でございます。

参考としましては、令和 3 年は年額 17,700 円、令和 4 年は年額 16,973 円となっております。

「田」の賃借料につきましては、昨年 1 年間における、利用権設定における賃借料データ 3 件を基に算出し、10 アールあたり年額 25,000 円でございます。

令和 3 年、令和 4 年につきましては、利用権設定に「田」がありませんでしたので、賃借料データはございませんでした。

なお、賃借料情報につきましては、本日ご承認をいただきましたら、農業委員会ホームページ等により提供していくことといたしますが、情報提供の文面の中におきまして、全市区域の平均の金額であり、地域によって格差があることを記載して情報提供してまいります。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第 8 号、賃借料情報の提供については、報告のとおり情報提供することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 9 から 11、報告第 1 から 3 号、農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出、農地法第 4 条及び農地法第 5 条の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを一括して上程いたします。

事務局より報告をお願いいたします。

○局長補佐（伊藤和範君） 10 ページ、報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告についてをご説明いたします。

議案書記載のとおり、茅ヶ崎・松林・鶴嶺地区は、1 番案件、小出地区は、2 番案件となっております。供に相続に伴う届出となっております。

続いて、11 ページ、報告第 2 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてをご説明いたします。

議案書記載のとおり、茅ヶ崎・松林・鶴嶺地区は、1 番から 10 番案件となっております。

転用目的としましては、住宅敷地・道路敷地でございます。

続いて、12 ページ、報告第 3 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてをご説明いたします。

議案書記載のとおり、茅ヶ崎・松林・鶴嶺地区は、1 番から 9 番案件となっております。

転用目的としましては、共同住宅・住宅敷地でございます。

いずれの案件も届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第 17 条の規定により、事務局長において専決処分してございます。

なお、受理通知書につきましては、既に届出者に交付いたしております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（齋藤和子君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） ご質問がないようですので、報告第 1 から 3 号、農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出、農地法第 4 条及び農地法第 5 条の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

以上で、本日の審議並びに報告事項はすべて終了しました。慎重審議をいただき厚くお礼申し上げます。

ここで、少しお時間をいただきまして、かながわ農業委員会女性協議会の副会長でもある吉田委員が、1 月 17 日、18 日の 2 日間に渡り開催された「令和 6 年度女性の委員登用促進研修会」に出席をされました。

研修報告をしていただきたいと思いますと思いますが、委員の皆さんよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） それでは、吉田委員より報告をお願いします。

～「令和 6 年度女性の委員登用促進研修会」に出席し、国では女性委員が 3 割になるよう求めているが、女性の委員登用を実現するには困難な問題があるなかで、どうしていけばよいかをグループディスカッションにおいて意見交換をしたことなどについて、報告がありました。～

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

○議長（齋藤和子君） それでは、以上をもちまして、令和 6 年第 1 回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

午後 2 時42分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員